令和８年度 特定最低賃金合同専門部会 議事録

令和８年９月 25 日（金）14:00～
ワークプラザ岐阜４階 大会議室

中家 賃金室長	定刻になりました。 本日は御多用のところ、令和８年度特定最低賃金合同専門部会に御出席を賜り厚く御礼申し上げます。 皆様方におかれましてはこの度、当専門部会の委員に任命されましたが、辞令作成が間に合っていないことをご了承くださるようお願いします。 各専門部会の構成委員につきましては、資料№１（１ページ）「令和８年度特定（産業別）最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。本来であれば、お一人ずつ御紹介させていただくべきところでありますが、時間の関係もございますので、この名簿の配布をもちまして御紹介に代えさせていただきます。 本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。 また、本会は公開審議となりますが、公開公示をしたところ傍聴希望の申込はありませんでした。 それでは、審議に先立ちまして労働基準部長の上田から御挨拶申し上げます。
上田 労働基準部長	岐阜労働局労働基準部長の上田でございます。 本日は、御多忙のところ、本会議に御出席いただき、この場をお借りして御礼申し上げます。 また、皆様には「特定最低賃金専門部会」の委員に御就任いただいたこと、重ねて、御礼申し上げます。 岐阜県の特定最低賃金は「電機」、「自動車」、「航空機」の三業種がございますが、このうち三業種全てについて改正の申し出がございました。

	これを受けて、「改正決定の必要性の有無」につきまして審議会へ意見を求める諮問を７月１日の審議会で行い、８月 25 日開催の審議会において、三業種のうち「自動車」、「航空機」の二業種について「改正決定の必要性あり」との答申をいただき、専門部会を設置して調査審議を行うこととなりました。 特定最低賃金は関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格から、金額に関する審議につきましては全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされております。 事務局といたしましても、円滑な審議会・専門部会の運営に努めてまいりますので、委員の皆様におかれましても地域、産業の実情を踏まえ積極的かつ十分な御審議を進めていただきますようお願いします。 本日はよろしくお願いいたします。
中家 賃金室長	これより審議に入っていただきますが、合同専門部会の進行につきましては、慣例により、岐阜地方最低賃金審議会会長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし
中家 賃金室長	ありがとうございます。異議なしということですので、それでは、栗山会長よろしくお願いいたします。
栗山会長	皆さま、こんにちは。 慣例ということで、私のほうで進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いします。 それではただ今から、令和８年度特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。 **まず、議題１「特定最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について」**です。 最低賃金法第 25 条第４項の規定により、部会長及び部会長代理は公益委員から選出することとされて

	おります。公益委員から御推薦いただき選出したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
栗山会長	それでは、御推薦をお願いします。
鷲見委員	はい。それでは、私から推薦させていただきます。 自動車専門部会の部会長に寺本委員、部会長代理に栗山委員を推薦いたします。 航空機専門部会の部会長には竹内委員、部会長代理には宮坂委員を推薦いたします。
栗山会長	ありがとうございました。 ただいまの御推薦のとおり選出するということで、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
栗山会長	はい。ありがとうございます。 異議なしということですので、推薦のとおり選出されました。 それでは、議事を進めます。 次の**議題２「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規定について」**です。 事務局から説明をお願いします。
中家 賃金室長	はい。それでは説明いたします。 資料№２、２ページを御覧ください。「岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会運営規程（案）」になります。ここでは読み上げることは致しませんが、 第２条に専門部会の招集 第３条にテレビ会議システムを利用する方法による会議出席について 第４条に部会長の役割 第５条に会議の公開について

	第６条に議事録の作成と公開について 第７条に会長への報告 などが規定されており、昨年度からの改正点はございません。 なお、第３条の「テレビ会議システムを利用する方法による会議出席」に関しては、別途運用事項が定められております。それは、３ページにあります。 説明は以上となります。
栗山会長	ただ今説明がありました「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）」について、御意見を伺いたいと思います。 労働者側委員の皆様いかがでしょうか。
亀井委員	はい。特にございません。
栗山会長	使用者側委員の皆様いかがでしょうか
大脇委員	特にございません。
栗山会長	はい。異議無しの様ですので、「岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会運営規程（案）」のとおり決定します。（案）の部分を削除し、附則に本日の日付を入れてください。 次に、**「令和８年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針について」**です。本年度の審議方針につきましては、３月 19 日の第 493 回審議会で御確認をいただいておりますが、専門部会委員の皆様と認識を共有したいと思いますので、事務局で読み上げてください。
中家室長	はい。それでは資料№３、４ページを御覧ください。 それでは、特定最低賃金に関する部分について読み上げます。 （一部を抜粋して朗読）

栗山会長	ありがとうございました。 本年度におきましても、本方針を踏まえて円滑な審議に御協力をお願いします。 次に、**議題３「議事並びに議事録の公開について」**です。事務局から説明をお願いします。
中家室長	はい。特定最低賃金専門部会の議事公開については、「岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」に基づいて公開範囲を決めており、令和５年度から特定最賃専門部会全ての会議において、公労使三者が集まって議論を行う場については傍聴人を入れて議事を公開しているところです。 なお、公労・公使の二者協議に関しましては、「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するとの部会長判断により非公開としています。 また、議事録については、公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開しております。 このことについては、本年３月 19 日に開催された第 493 回岐阜地方最低賃金審議会において、令和８年度も前年度と同じ公開範囲とすることを確認しております。 以上です。
栗山会長	はい。ありがとうございました。 続きまして、**議題４「特定最低賃金の改正決定について」**です。これも事務局から説明をお願いします。
森本 室長補佐	はい、お手元にあります配布資料の説明をさせていただきます。 資料№４、５ページ「特定最低賃金審議日程表」を御覧ください。 先程の審議方針で目途としている 12 月 21 日の発効に向けて、10 月から 11 月にかけての審議日程が決め

	られておりますので、よろしくお願いいたします。 続きまして、資料№５、６ページ「令和８年度地域別最低賃金額改定状況」です。既に全国の最低賃金の令和８年度改定が確定しておりますのでご確認ください。全国加重平均額は一番下に記載がありますが、1,177 円となっております。 次に資料№６、７ページ、「岐阜県最低賃金の推移」、資料№７、８ページ、「特定（産業別）最低賃金の推移」となります。 資料№８から、「令和８年度最低賃金に関する基礎調査結果」です。こちらにつきましては「自動車・同附属品製造業」に係るものと、「航空機・同附属品製造業」に係るものとありますので、別々に資料の説明をさせていただきます。 まず先に資料№８、「自動車・同附属品製造」かかる資料となります。こちらの調査は本年５月から６月にかけて実施しました。自動車の調査対象は項目２に記載されているとおり、岐阜県内にある 100 人未満の事業所で本省が示した母集団事業所数から抽出された事業所数 182 件を対象に調査を実施しました。そのうち 99 事業所から回答をいただき、集計対象労働者数は 1,785 人となります。 12 ページからの資料、総括表（１）及び（２）は、回答のあったデータを労働者数で復元して集計したものとなっております。 次に資料 11 ページの表をご覧ください。特定最低賃金自動車にかかる時間額・引上率・影響率・未満率・特性値について、令和２年度から令和７度までの推移を示した表になります。この表にあります令和８年度の賃金特性値につきましては、今回実施した調査の結果から記載したものであり、17 ページの総括表（１）、（全て）から転記したものとなります。本年度の未満

	率は 14.6 パーセント。これは 12 ページに黄色で示してあります。1,117 円の未満率ですので、1,116 円のところ、14.6 パーセントです。時間当たりの平均賃金額は先ほどの 17 ページから記載しており、1,520 円、第１・20 分位数は 1,065 円、第１・10 分位数は 1,075 円、第１・４分位数は 1,159 円、中位数は 1,395 円となっております。 　なお、総括表（１）は、自動車産業の、産業・就業形態別の賃金階層別、規模別、地域別、年齢別の表となっております。資料 30 ページからの総括表（２）につきましては、産業・就業形態別の賃金額階層別、性別年齢別の表となっております。総括表（１）、（２）ともに、労働者の就業形態を「全て」、「一般」、「パート」で三種類に分けてあります。 　続きまして航空機の資料の説明をします。資料№９、51 ページからになりますが、航空機につきましても自動車と同様に本年５月から６月にかけて調査を実施したものです。 　航空機の調査対象は項目２に記載されているとおりですが、岐阜県内にある 100 人未満の事業所数が少ないため母集団事業所数 55 件、全部が調査対象となっております。うち、36 事業所、700 人分の労働者について有効回答があり集計しております。 　こちらも自動車と同様に、54 ページから総括表（１）があり、総括表（２）が 72 ページからとなります。 　未満率につきましては、令和７年度は改正が無かったため、令和７年度の岐阜県最低賃金の 1,065 円の未満率、54 ページになりますが、1,064 円を基に記載しており、未満率は 0.1 パーセントとなっております。その他は資料 59 ページから、時間当たりの平均賃金額は 1,763 円、第１・20 分位数は 1,172 円、第１・10 分位数は 1,240 円、第１・４分位数は 1,401 円、中位

	数は 1,634 円となっております。 　こちらの航空機の総括表（１）、（２）につきましても、自動車と同様に集計し分かれております。 　次に資料№10、93 ページからの資料になります。こちらは岐阜県総合企画部統計課のとりまとめによる「毎月勤労統計調査結果」です。 　資料№11、102 ページ、こちらにつきましては春闘の妥結状況に関する資料としまして「連合岐阜春季生活闘争第６回（最終）賃上げ集計結果」です。 　資料№12、こちらは一般社団法人岐阜県経営者協会集計の「2026 年春季労使交渉・賃金改定調査最終報」となっております。 　次に資料№13、106 ページ、こちらは雇用・経済情勢等に関する資料として当局職業安定部の「職業紹介状況等について」になります。 　資料№14、108 ページ、財務省東海財務局岐阜財務事務所から出されております「岐阜県内経済情勢」です。 　最後に資料№15、111 ページ、こちらも岐阜県総合企画部統計課から出されております「全国・岐阜県の経済指標」となります。 　資料の説明は以上です。
栗山会長	はい。ありがとうございました。 　ただいま、事務局から説明がありました資料について、御質問や御意見がありましたら伺いたいと思います。 　まず労働者側委員の皆様いかがでしょうか。
亀井委員	はい。特にございません。
栗山会長	はい。使用者側委員の皆様いかがでしょうか。

大脇委員	特にございません。
栗山会長	はい。ありがとうございます。 それでは、これらの配布資料を十分に御検討いただき、次回以降の各専門部会に御出席いただきますようお願いいたします。 部会におきましては、ぜひ「全会一致」の結審ができますよう、よろしくお願いします。 次に**議題５「その他」**についてです。 事務局から何かありますでしょうか。
森本 室長補佐	予定している議題はありませんが、連絡事項がございます。 今後の開催会場と控室につきましては、開催当日に１階のエレベーター横の掲示板で御案内しますので、その都度御確認いただきますようお願いします。 航空機につきましても、自動車につきましても、今お手元に第２回、第３回の開催案内を机に配布させていただいておりますので御確認ください。 航空機、自動車ともに、次からの開催会場は合同庁舎になっておりますので、よろしくお願いします。 以上です。
栗山会長	はい。ありがとうございます。 では、委員の皆様から何かございましたら伺いたいと思いまが、労働者側委員の皆様いかがでしょうか。
亀井委員	はい。特にございません。
栗山会長	使用者側委員の皆様はいかがでしょうか。
大脇委員	特にございません。
栗山会長	それでは、本日の専門部会はこれをもちまして閉会

	といたします。 **　次回は、航空機が 10 月２日（金）午後１時 30 分から会場は変わりまして、合同庁舎の５階会議室です。** **　自動車は 10 月７日（水）午後１時 30 分から、会場は、合同庁舎５階会議室で開催しますのでよろしくお願いします。** **　それではお疲れ様でした。ありがとうございました。**